

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	伊丹市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/SSOMU/johorenkei/1474347299489.html">http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/SSOMU/johorenkei/1474347299489.html</a>

執行機関名 伊丹市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊丹市営住宅条例(平成9年伊丹市条例第38号)第2条第4号から第7号までに規定する市営住宅及び同条第8号に規定する共同施設として整備された駐車場の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年伊丹市条例第53号) 別表第1市長の項第2号 伊丹市営住宅条例(平成9年伊丹市条例第38号)第2条第4号から第7号までに規定する市営住宅及び同条第8号に規定する共同施設として整備された駐車場の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第百九十三号)第1条	伊丹市営住宅条例(平成九年十二月二十四日条例三十八号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		伊丹市営住宅条例(平成9年条例第38号) 伊丹市営住宅条例施行規則(平成9年規則第55号)